

## 平成 26 年度からの法定計量に関するサービスについて

平成 25 年 10 月 25 日  
(独)産業技術総合研究所  
計量標準総合センター  
代表 三木 幸信

平素より産業技術総合研究所計量標準総合センター（NMIJ）の業務に対してご理解とご協力を頂きありがとうございます。

NMIJ では法定計量業務をつくばセンターと関西センターの 2 カ所で分担して行ってきました。このたび平成 25 年度末をもって関西センターで行っている特定計量器の検定・型式承認等の法定計量業務をつくばセンターに集約することとしました。

ここで集約の必要性と関西センターにおける今後のサービスについて説明いたします。

### 1. つくばセンターへの集約の必要性について

これまでつくばセンターと関西センターでは分担して法定計量業務を行ってきました。

長い歴史を持つ法定計量業務ですが、近年その業務内容が大きく変化しています。その中でも特に大きなものは電子・情報化と国際化です。

急速な電子・情報技術の発展に伴い、高度化又は高機能化した計量器が設計・製造されており、これらの計量器を試験・評価するための技術基準が非常に複雑になっております。NMIJ の測定機器又は計量器等の機能安全、電磁環境試験及びソフトウェア認証に関する専門家の多くはつくばセンターに所属しているため、法定計量業務全体をつくばに集約することにより電子・情報化に迅速・適切に対応することが可能になります。

また、これらの技術基準の制定には、ISO（国際標準化機構）又は IEC（国際電気標準会議）等の国際基準との整合化が要求されており、法定計量分野では OIML（国際法定計量機関）が発行している各種の勧告文書との整合化も必要不可欠となっています。これら国際対応に関しても多くの人員はつくばで業務を行っていることから、一部だけを関西センターで行うことの非効率が生じています。

さらにこれらの変化に対応するだけでなく、将来的にも対応できる人材を養成することも急務です。法定計量業務を集約してつくばで行うことにより、計量・計測分野における高度な知見を有する研究室等から効率的な支援を受けることが可能となる他、多くの年長者から広い知識と経験を授けることができ、結果として法定計量業務の内容やサービスを向上できると考えています。

例えば、法定計量分野における試験・検査及び計量器の技術開発等に関する種々のお問い合わせに対して、迅速かつ的確にお答えできる体制を構築したいと考えています。

主に以上のような理由から法定計量に従事する人員を 2 カ所に分けて業務を行うのではなく、つくばセンターに集約することが適切であると判断しました。集約により法定計量業務を縮小する意図ではなく、集約によりこれまで以上に幅広いかつ強力な体制が構築できるとの判断です。

## 2. 今後の関西センターでのサービスについて

集約する業務に関しては、西日本地域におけるサービスが低下いたしますが、法定計量業務に限らず計量標準や計量研修等に関連したサービスをより充実させることにより、産総研のサービスをより向上させることを目指しています。

具体的な内容として以下のようなものを検討しています。

### a) 基準器検査の効率的な実施

同じような時期に近隣地域を含む複数の事業者が基準器検査の所在場所検査を申請した場合は、まとめて出張することにより旅費負担を軽減することが可能となります。これまでもこのような形態での検査は実施していましたが、今後はこれまでの基準器検査の申請実績を分析して、産総研から集合検査による基準器検査を提案することも検討します。また、各県の計量協会等にも協力及び理解をいただき集合検査を積極的に進めます。

基準器検査の実施場所についても申請者の事業所だけでなく、都道府県や特定市の検査施設についても、協力及び理解が得られれば利用を検討します。

下記 b) 技術相談窓口の開設時期と検査の時期を合わせることにより、旅費計算の基点をつくばセンターではなく相談実施場所(関西センターを含めた各地域センター)とすることも検討します。

### b) 技術相談窓口の定常的な開設

平成 24 年度から、関西センターにおいて非自動はかりの型式承認に関する出張相談窓口を計 4 回実施しました。非常に好評であったこともあり平成 26 年度からは、西日本地域において技術相談窓口を定常的に開設します。法定計量全般に関する相談については随時受け付け、加えて月ごとに質量計、流量計等の対象とする機種を決めて担当者が待機し事業者からの技術相談に対応します。

技術相談窓口は当面は毎月開催し、その後の開催頻度については、実態及び要望等を勘案しながら決定します。また、技術相談窓口の開催情報については、年間スケジュールを前もって作成し、計量関連協会・団体及び計量標準総合センターのホームページを通じてアナウンスします。

なお、関西以外の地域での開催については、今後、要望を調査しながら可否を検討します。

### c) 相談窓口の一本化

これまで法定計量関係部署がつくばセンターと関西センターに分かれていたため、基準器検査等の窓口も機種ごとに分かれていました。つくばセンターへの集約により窓口の一元化を図ります。例えば、質量基準器と圧力基準器など複数機種の出張検査を依頼するとき、これまで種類毎に出張検査の申請依頼をしていたものを、一度の出張検査で済ませることができます。

### d) 多様な研修の実施

つくばセンターには、法定計量に係る知識及び技術を習得するための人材養成機関として計量研修センターがあり、一般計量又は環境計量教習を含む各種の教習・研修等を提供しています。

近年、関西地区や九州地区(福岡)でも研修を実施していますが、平成 26 年度からはつくばセンター以外の地域での教習・研修等をさらに増やします。

つくばセンターにおける各種の教習・研修等は、原則として産総研の宿泊施設であるさくら館に泊まり込んでのカリキュラムとなっています。地方自治体からは、短期間及び宿泊を伴わない(通勤)教習・研修等の要望があることから、短期間(2~3 日間)かつ効率的な教習等を中心としたカリキュラムを検討します。

#### e) 情報提供機会の増加

NMIJ では、法定計量クラブを開催して、特定計量器の JIS 制定等、法定計量に関する横断的な技術情報を提供しています。これまで関東地区で年1~2回開催してきましたが、平成 24 年度には、初めて関西地区で開催しました。

平成 26 年度からは、開催頻度を増やすと共に、関西地区で定常的に開催し、さらに要望があれば関東・関西地域以外でも開催します。

今後は、法定計量全体に関する情報提供だけでなく、個別の量に特化した技術情報の提供を行う分科会などより多様な形態で開催します。

さらに、都道府県の公設試験研究機関との交流の場である産業技術連携推進会議(産技連)の活動をこれまで以上に活性化し、技術的な情報の提供に努めます。

他にもご要望がございましたら、できる限りお応えしたいと考えておりますので、ぜひご要望やご意見を以下の連絡先までお寄せ頂けますようお願いいたします。今後とも NMIJ の業務にご理解とご協力をいただければ幸いです。

本件に関する連絡先

(独)産業技術総合研究所

計量標準管理センター

計量標準計画室

電 話 : 029-861-4120

F a x : 029-861-4099

e-mail : nmi-j-info-ml@aist.go.jp